

孤立死見舞金制度の請求手続きについて

「元気にしTEL?!」加入者の孤立死、後かたづけ等に関する見舞金制度を逐次実施する。赤コースを皮切りに制度を導入するが、順次内容充実を図る。改定は逐次、HPで公示する。

NPO楽市楽画

	加入期間	支給金額
孤立死※	1年未満	1万円
	2年未満	2万円
	2年以上	10万円
対象コース	オプション加入者全員＋赤コース ⇒ 加入中、下記1)に万が一遭遇した時	
請求者	オプション加入者全員＋赤コース ⇒ 親族等で、下記3)の①～⑤にあてはまる人	

注記

1) 孤立死の定義

- ①医師・公的な機関により、発見まで死後8日以上経過が書面で証明されるもの。
- ②危難失踪(＝特別失踪)を含む。

2) 請求の手続き

- ①メール・電話等にて事務局に請求。事務局より手続き方法を折り返し連絡。
- ②請求は加入者ひとりにつき1回限り。下記3)いずれか一人よりの先請求順により受理。

3) 請求者兼受取人

下記が見舞金の請求をなし、受取人になる。

- ①6親等内親族
- ②民政委員・消防団員等公務員
- ③発見者
- ④当該ソフトの宛名人・受取人
- ⑤その他NPO理事会で認めるもの

4) 改定

- ①改定は本HPにて改定の都度公示する。

2017/1/1制定